

事案の概要について

総務部行政改革推進課
 県土整備部県土整備政策課

- 平成 28 年 9 月以降、県土整備部の発注工事に関して、E 氏から複数回にわたって、県職員が関与する官製談合情報と業者による県職員への接待に関する情報が寄せられた。
- また、平成 29 年 3～4 月に、県土整備部と水道局に通報した談合情報に関し、通報に使用した仮名が漏れているとの通報がなされた。
- その後、平成 29 年 11 月 23 日に、東葛飾土木事務所で平成 28 年 8 月 25 日に入札執行された排水路整備工事に関し、当該事務所元所長等が事業者 D へ入札情報を漏えいした官製談合防止法違反容疑で逮捕され、同年 12 月 13 日に起訴された。
- そのため、改めて、
 - ① 逮捕・起訴された職員を含む複数の県職員が、平成 28 年 6 月と 9 月に C 氏と飲食を共にしていたことについて、実態を調査する必要がある。
 - ② 通報者の仮名が県から漏えいしていたかどうかを調査する必要がある。

(1) 官製談合防止法違反（入札情報の漏えい）事案について**① 談合情報通報者からの通報**

平成 28 年 9 月～10 月にかけて、東葛飾土木事務所の複数の工事について、東葛飾土木事務所所長等が関与しているとの官製談合情報が寄せられた。

② 県土整備部による職員に対する聞き取り結果

平成 29 年 3 月、東葛飾土木事務所所長を含む関係職員に事情聴取したところ、そのような事実は確認できなかった。

③ 職員の逮捕・起訴

ア 平成 29 年 11 月 23 日 官製談合防止法違反（入札情報の漏えい）容疑で職員逮捕

〔千葉土木事務所長（元東葛飾土木事務所所長）職員 A
 印旛土木事務所維持課長（元東葛飾土木事務所維持課長）職員 B〕

イ 平成 29 年 12 月 13 日 職員 2 名の起訴

（職員 A：起訴、職員 B：略式起訴（罰金即日納付））

※ 固有名詞は、平成 30 年 8 月 23 日に公表した「千葉県東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件に係る調査報告書」の表記に修正しました。
 逮捕された職員……A、B
 逮捕された取締役……C
 事業者……………D
 談合情報提供者……E

〈工事の概要等〉

ア 工事概要

- (ア) 工 事 名：県単地域排水路整備工事（その1）（工事箇所：松戸市稔台）
(イ) 入札方式：一般競争入札（総合評価型）

イ 入札手続き

- (ア) 公 告：平成28年7月1日
(イ) 入札参加申請書提出（技術資料含む）
：平成28年7月15日～20日
(ウ) 入 札：平成28年8月23日～24日
(エ) 契 約：平成28年9月1日
(オ) 工 期：平成28年9月2日～平成29年2月9日まで

ウ 入札結果

- (ア) 予定価格：116,720,000円（税抜）
(イ) 調査基準価格：103,612,000円（税抜）
(ウ) 落札額：105,500,000円（税抜）
(エ) 落札率：90.4%
(オ) 入札者：2者（応募は3者だったが、1者は入札手続の途中（入札前）に辞退）

(2) C氏が同席していた会食について

①E氏からの通報

官製談合情報に併せて、C氏が東葛飾土木事務所等を含む複数の県職員を接待しているとの情報が寄せられる。

②県土整備部による参加職員に対する聞き取り結果

平成29年3月、会食に参加したとされる職員に対して事情聴取したところ、下記の回答があった。

開催日	28年6月17日（金）	28年9月13日（火）
場所	千葉市内の飲食店	千葉市内の飲食店
参加者	○ 県議 1名 ○ C氏 ○ 県職員13名	○ 県議 1名 ○ C氏 ○ 県職員9名
支払の状況	会費制で5千円	会費制で5千円～1万円 (5千円という証言が多い)
その他	・コンパニオンが同席したとの証言もあり。 ・県議と県職員の懇親会 ※元会長の同席について、県職員は事前に把握せず	・コンパニオンが同席したとの証言もあり。 ・県議と県職員の懇親会 ※元会長の同席について、県職員は事前に把握せず

(3) 通報者の仮名の漏えいの疑いについて

① 経緯

平成 29 年 3～4 月に、通報者が使用している仮名が漏れているとの通報が寄せられた。

② 県の調査結果

平成 29 年 4 月に、県土整備部と水道局で、談合情報にアクセス可能であった職員に対する調査を行ったが、漏えいの事実は確認できなかった。